

掲示期間 3.29 - 4.7

新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 14 号

新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成 18 年新潟市条例第 8  
3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 38 条の 2 第 3 項」を「第 38 条の 2 第 2 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。